

平成27年12月17日
事務連絡

一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の
非課税措置について（周知依頼）

平素より厚生労働行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成27年12月16日に決定された与党の平成28年度税制改正大綱において、厚生労働省から要望しておりました「地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置」に関し、非課税所得となる学資金の範囲の見直しが明記されており、今後、所得税法の改正が行われた上で、平成28年4月1日から適用される予定となっております（別添1、別添2）。

貴会におかれましては、本改正が予定されていることを御了知いただくとともに、本改正による非課税の取扱いは、平成28年4月1日以後の債務免除分について適用され、平成28年3月31日以前の債務免除分につきましては従来どおりの取扱いである旨を貴会員等に対し周知をお願いいたします。

厚生労働省医政局地域医療計画課

古橋、山下、大島

TEL:03-3595-2194（直通）

e-mail: furuhashi-mika@mhlw.go.jp

yamashita-miho@mhlw.go.jp

ooshima-fumiya@mhlw.go.jp